第2期
調布市不登校児童生徒への支援プラン
素案

誰かとつながる、どこかでつながる、いつでもつながる
多様な学びの機会の充実を目指して

調布市教育委員会

はじめに

令和９年３月
調布市教育委員会

目　次

第１章　調布市不登校児童生徒への支援プランの概要 1
１　策定の経緯 1
２　策定の目的 1
３　計画期間 2
４　各計画等との関係 2
第２章　現状と課題 3
１　国及び東京都の動向 3
（１）国の動向 3
（２）東京都の動向 5
２　調布市の現状 7
（１）調布市の不登校の現状 7
（２）これまでの調布市教育委員会の不登校児童生徒への支援の取組 7
第３章　基本理念と基本方針 11
１　基本理念 11
２　基本方針 12
３　支援の全体像 13
第４章　施策 14
１　施策の体系図 14
２　各施策について 15

目次

（１）基本方針１　魅力ある学校づくりを推進します（児童生徒が安心して過ごすための支援） 15
（２）基本方針２　個に応じたきめ細かな支援を行います（状況の早期把握と一人一人に応じた支援） 18
（３）基本方針３　社会的自立に向けた支援を推進します（精神的にも経済的にも自立し、豊かな人生を送るための支援） 22

資 料 編 26

１　調布市の不登校を取り巻く動向 26
（１）児童生徒数、学級数の推移 26
（２）いじめの認知件数 26
（３）不登校児童生徒数の推移 27
（４）不登校出現率 27
（５）不登校児童生徒について把握した事実 27
（６）学校内外の機関等への相談状況 28
２　調布市の不登校児童生徒の多様な学びの場 29
３　不登校児童生徒への支援事業の実施状況 30
（１）不登校児童生徒支援プロジェクトＳＷＩＴＣＨ 30
（２）訪問型支援「みらい」 30
（３）教育支援センター 30
（４）第七中学校学びの多様化学校分教室「はしうち教室」 30
４　プランの策定経緯 31
（１）調布市不登校施策に係る検討委員会の開催 31
（２）パブリック・コメントの実施等 32
（３）調布市不登校施策に係る検討委員会要綱 33
５　用語解説 35

第１章　調布市不登校児童生徒への支援プランの概要

１　策定の経緯

調布市教育委員会では、「こども一人一人を大切にする教育の実現」を目指し、令和６年度から令和８年度までを計画期間とする「調布市不登校児童・生徒への支援プラン」（以下「支援プラン」という。）を策定し、不登校の未然防止や早期支援、多様な学びの機会や居場所の確保、社会的自立に向けた支援など、様々な取組を進めてきました。この間、校内教育支援センター（校内別室）の整備や教育支援センターの充実など、児童生徒一人一人の状況に応じた支援の充実に向け、取り組んできました。一方、不登校児童生徒数は増加傾向にあり、その背景や要因は一人一人異なり、複数の事情が関わる場合もあることから、それぞれの状況に応じた支援が求められています。こうした状況を踏まえ、不登校の未然防止や早期支援、一人一人の状況に応じた多様な学びの保障、保護者への支援、地域や関係機関との連携などを一層充実していく必要があります。これまでの取組の成果と課題を検証するとともに、次期教育プラン等との整合を図り、不登校児童生徒への支援を一層充実させるため、支援プランを改定します。

２　策定の目的

不登校は、様々な要因・背景によって生じるものであり、不登校というだけで「問題行動」と捉えるべきものではありません。また、不登校は、どの児童生徒にも起こり得るものとして捉える必要があります。加えて、支援に当たっては、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があります。

この前提に立ち、調布市では、全ての児童生徒が、安心して教育を受けることができるようにするとともに、一人一人の意思や状況に応じて、安心できる人や場所とつながり、学びたいと思ったときに自分に合った方法で学べる環境を整えることを目指します。

また、学校、家庭、地域、関係機関が連携しながら、児童生徒の学びと社会とのつながりを支え、将来の社会的自立につなげていくことを目的として、第２期調布市不登校児童生徒への支援プランを策定します。

3　計画期間

令和９年度から令和１２年度までの４年間を計画期間とします。

4　各計画等との関係

本プランは、「調布市教育プラン」に基づく不登校分野の個別計画として位置付けるものです。

「調布市基本計画」及び「調布市教育プラン」と計画期間を合わせるとともに、関連する計画等との整合を図りながら、不登校施策（対策）を推進します。

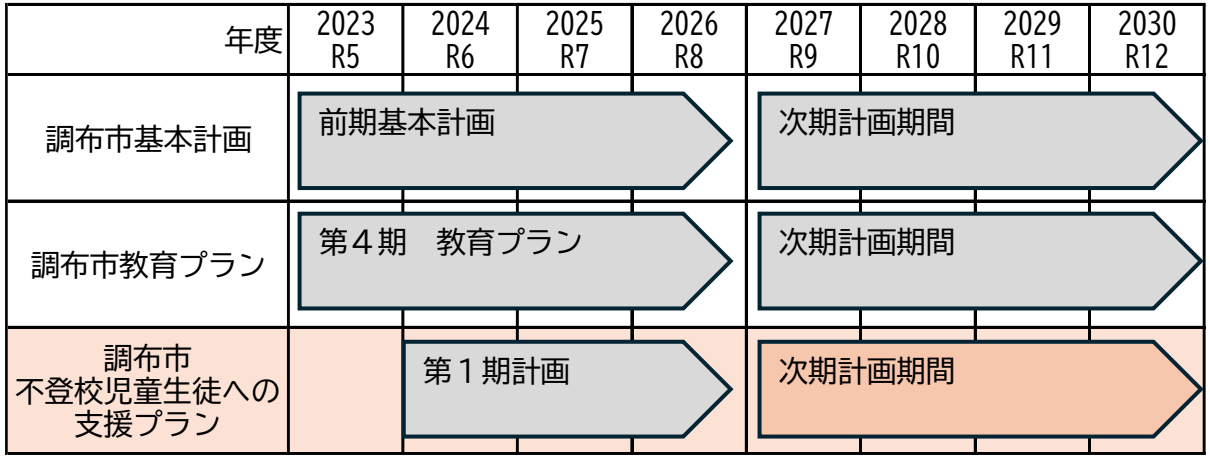

第２章　現状と課題

１　国及び東京都の動向

（１）国の動向

国では、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律や不登校児童生徒への支援に関する通知等に基づき、一人一人の状況に応じた教育機会の確保や、社会的自立に向けた支援を進めてきました。また、令和５年３月には、「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（ＣＯＣＯＬＯプラン）」を策定し、不登校により学びにアクセスできない児童生徒をなくすことを目指して、多様な学びの場の確保、支援ニーズの早期把握、学校の風土の「見える化」などの取組を推進しています。

さらには、「学びの多様化学校」や「チーム学校」の取組などを展開しています。

ア　義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律の施行

平成２９年２月に「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」が施行されました。同法では、不登校児童生徒が安心して教育を受けられる学校環境の確保や、多様な教育機会の確保等を定めています。また、学校以外の場で行う学習活動の重要性と、個々の不登校児童生徒の休養の必要性を踏まえ、本人及び保護者に対する情報提供、助言等の支援を行うこととしています。

イ　「不登校児童生徒への支援の在り方について」

令和元年１０月、文部科学省は「不登校児童生徒への支援の在り方について」の通知を発出しました。同通知では、学校への登校という結果のみを目標とするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉え、社会的に自立することを目指す必要があるとしています。

また、不登校の時期が休養や自分を見つめ直す機会となる場合がある一方、学業の遅れや進路選択上の不利益、社会的自立に影響を及ぼす可能性にも留意する必要があるとしています。

令和５年１１月、文部科学省は、これまで発出した通知について、「学校に戻ることを前提としない方針を打ち出した」等の指摘があることから、誤解が生じないよう、不登校の児童生徒への支援について上記の通知で示した基本的な考え方を改めて周知するために、「不登校の児童生徒等への支援の充実について（通知）」を発出しました。

ウ 「不登校に関する調査研究協力者会議報告書」

令和４年６月には、「不登校に関する調査研究協力者会議報告書～今後の不登校児童生徒への学習機会と支援の在り方について～」が取りまとめられました。報告書では、不登校児童生徒の多様な状況やニーズを踏まえ、学校内外における教育機会を確保するとともに、相談や支援につながりにくい児童生徒への対応や、学校・教育委員会と関係機関との連携等、今後重点的に取り組む施策の方向性が示されています。

エ　誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（ＣＯＣＯＬＯプラン）

令和５年３月に、文部科学省は「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（ＣＯＣＯＬＯプラン）」を取りまとめました。不登校により学びにアクセスできない児童生徒をなくすことを目指し、全ての不登校児童生徒の学びの場の確保、心の小さなＳＯＳの早期発見と支援、学校風土の可視化を通じた安心して学べる学校づくりなど、不登校対策を総合的に推進する方向性が示されています。

オ　学びの多様化学校の全国的な拡大

令和５年８月に、従来の「不登校特例校」の名称が「学びの多様化学校」に変更されました。学びの多様化学校は、不登校児童生徒の実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を行う学校であり、国はその設置を促進しています。令和８年度４月現在、全国で８４校が設置されています。

カ　欠席中の学習成果に係る成績評価

令和６年８月に、学校教育法施行規則等が改正され、一定の要件の下で、不登校児童生徒が欠席中に自宅や学校外の機関等で行った学習の成果を成績評価に考慮できることが、法令上明確化されました。これにより、多様な場で学ぶ児童生徒の努力や学習成果を適切に評価することが求められています。

キ　きめ細かな指導・支援を行う「チーム学校」としての指導体制の強化

国は、令和８年度から中学校３５人学級の実施を進めるなど、きめ細かな指導を行うための体制整備に取り組んでいます。また、不登校児童生徒への支援に当たっては、教職員とスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等が連携するなど、「チーム学校」として組織的に対応することが重視されています。

（２）東京都の動向

東京都では、不登校児童生徒の増加や支援ニーズの多様化を踏まえ、一人一人の状況に応じた支援を進めています。安心して学べる学校づくり、支援ニーズの早期把握、学校内外の多様な学びの場や居場所の確保、関係機関等との連携など、児童生徒が必要な支援につながり、学びを継続できる環境の充実を図っています。

ア　不登校児童生徒一人一人の状況に応じた支援の推進

令和６年３月に策定した「東京都教育ビジョン（第５次）」では、「誰一人取り残さないきめ細かな教育の充実」を柱の一つとし、その中で「学校とのつながりが全くない子どもをなくし、一人ひとりの状況に応じた支援」を強化のポイントとして掲げ、主な施策展開の一つとして不登校児童生徒への支援の充実を推進しています。

イ　安心して学べる学校づくりと早期支援の充実

不登校の未然防止や早期支援に向けて、児童生徒が安心して過ごし、学ぶことのできる学校づくりを進めるとともに、児童生徒の心身の変化を捉え、早期に必要な支援につなげる取組を推進しています。

また、校内別室指導支援員の配置を支援するなど、校内における支援体制の充実を図っています。

ウ　多様な学びの場や居場所の確保

学校への登校が難しい児童生徒が学びを継続し、自分に合った居場所や支援につながることができるよう、学校内外における多様な学びの場の確保を進めています。教育支援センターや学びの多様化学校に加え、オンラインを活用した学びの場など、一人一人の状況やニーズに応じた多様な選択肢の充実を図っています。

エ　専門性の向上と関係機関等との連携強化

不登校児童生徒への支援の充実に向けて、教職員等が不登校への理解を深め、一人一人の状況に応じた支援を行うための専門性や対応力の向上を図っています。また、学校、教育委員会、教育支援センター、フリースクール等の民間施設・団体が連携し、児童生徒の社会的自立に向けた支援を進めています。

オ　保護者への情報提供・相談支援

東京都では、フリースクール等の利用料助成に加え、多様な学びの場や居場所に関する情報提供、保護者向けの講演や相談等を通じて、不登校児童生徒の保護者を支援しています。

【参考】東京都における不登校児童生徒支援の主な取組の経過〔年表〕

平成５年度	不登校生徒数が多い中学校に対して、不登校加配教員を配置
平成７年度	スクールカウンセラーの配置を開始
平成１５年度	全公立中学校にスクールカウンセラーを配置
平成２０年度	不登校児童生徒のための「個別適応計画」の様式を例示 スクールソーシャルワーカーを配置する区市町村を支援
平成２１年度	不登校・若者自立支援フォーラムを開催 登校支援員（平成２３年度から「家庭と子どもの支援員」に事業名を変更）を配置する区市町村を支援
平成２５年度	全公立小・中学校にスクールカウンセラーを配置
平成２７年度	「不登校・中途退学対策検討委員会」を設置し、報告書を公表
平成３１年度	「児童生徒を支援するためのガイドブック」を作成
令和４年度	都内公立小・中学校等に在籍し、フリースクール等に通う不登校児童生徒及びその保護者の支援ニーズやフリースクール等での活動内容などを把握するため、「不登校児童生徒支援調査研究事業」を実施
令和５年度	「バーチャル・ラーニング・プラットフォーム（VLP)」の開始 校内別室指導支援員の配置開始
令和６年度	フリースクール利用者への助成開始 「不登校対応校内分教室（チャレンジクラス)」の設置
令和７年度	都内の公立の学びの多様化学校は９校
令和８年度	「多様な学びの場連携協議会」の設置 保護者向けの総合サポート「保護者のひろば」開催

２　調布市の現状

（１）調布市の不登校の現状

調布市立小・中学校における不登校児童生徒数は増加傾向にあり、令和４年度の４６４人から令和６年度には５９６人となっています。また、不登校児童生徒の出現率（在籍する児童生徒に占める割合）についても上昇しており、令和６年度は小学校で２．０８％、中学校で７．９７％となっています。特に中学校では、小学校と比べて不登校児童生徒の割合が高い状況が続いています。

不登校の背景や要因は一人一人異なり、学校での学習や生活、人間関係、心身の状態、家庭の状況など、複数の事情が関係している場合があります。

こうした状況を踏まえ、不登校児童生徒数の増加という量的な変化だけでなく、一人一人の背景や状況、支援ニーズを丁寧に把握することが必要です。その上で、本人の意思や心身の状態を尊重し、必要な支援につながる体制や、多様な学びの場や居場所を充実させていく必要があります。

（２）これまでの調布市教育委員会の不登校児童生徒への支援の取組

調布市教育委員会では、支援プランに基づき、不登校の未然防止から早期対応・早期支援、多様な学びの場や居場所の確保、社会的自立に向けた支援まで、児童生徒一人一人の状況に応じた取組を進めてきました。

現行プランでは、「魅力ある学校づくりの推進（未然防止）」「個に応じたきめ細かな支援（早期対応・早期支援）」「社会的自立に向けた支援の推進（社会につながる支援）」を三つの基本方針に掲げ、学校における支援体制の充実とともに、教育支援センター、学びの多様化学校分教室、訪問型支援など、学校内外における多様な支援を展開してきました。

次期プランの策定に当たっては、これまでの取組の成果を踏まえ、本人の意思や状況に応じた支援、多様な学びの確保、保護者への支援、地域や関係機関との連携を一層充実していきます。

①　魅力ある学校づくりの推進（未然防止）

【成果指標】

成果指標 ※1	計画策定時 ※2 （２０２２（令和４）年度実績）	目標値	令和７年度
「学校が楽しい」と答える児童生徒の割合	小学校　５７．０％ 中学校　５４．３％	前年度の実績を上回る （小学校、中学校）	小学校　５６．７％↘ 中学校　５６．８％↗
「みんなで何かをするのは楽しい」と答える児童生徒の割合	小学校　７０．５％ 中学校　６３．６％	前年度の実績を上回る （小学校、中学校）	小学校　７１．１％↗ 中学校　６５．７％↗
「授業に主体的に取り組んでいる」と答える児童生徒の割合	小学校　４５．７％ 中学校　４６．８％	前年度の実績を上回る （小学校、中学校）	小学校　４６．０％↗ 中学校　５０．４％↗
「授業がよくわかる」と答える児童生徒の割合	小学校　５５．５％ 中学校　４２．１％	前年度の実績を上回る （小学校、中学校）	小学校　５４．３％↘ 中学校　５３．５％↗

※１　成果指標は、国立教育政策研究所の委託事業である「魅力ある学校づくり調査研究事業」で示された質問項目を基にしています。調布市では、令和２年度以降、全校において本調査を実施しています。

※２　計画策定時の値は、「１ あてはまる、２ どちらかと言えばあてはまる、３ どちらかと言えばあてはまらない、４ あてはまらない」の４件法で実施した調査回答のうち、「１ あてはまる」と回答した割合を示しています。

■主な取組と成果

・全ての児童生徒にとって安心して学び、過ごすことのできる学校づくりに向けて、分かりやすい授業づくりに取り組みました。
・協働的な学びを重視し、児童生徒同士で学び合う雰囲気づくりを推進しました。
・児童生徒が主体的に取り組む教育活動や、一人一人の個性、考え方、特性を尊重する関係づくりを推進しました。
・日常の教育活動を通して、児童生徒一人一人を大切にするとともに、互いのよさや違いを認め合う取組を進め、安心して過ごすことのできる学校風土の醸成に取り組みました。
・児童生徒の心身の状態を把握し、変化に早期に気付くための取組を実施し、不登校の未然防止や早期支援につなげました。
・令和７年度の調査結果を計画策定時の令和４年度と比較すると、中学校では四つの成果指標全てで割合が上昇しました。小学校では、「みんなで何かをするのは楽しい」「授業に主体的に取り組んでいる」の割合が上昇した一方、「学校が楽しい」「授業がよくわかる」の割合は低下しており、引き続き改善に取り組む必要があります。

■今後の課題

・引き続き、全ての児童生徒が安心して学び、自分らしく過ごすことのできる学校づくりを進めるとともに、一人一人が授業や学校生活の中で活躍し、他者とのつながりを実感できる教育活動の充実を図る必要があります。
・不登校の未然防止に向けて、教職員の理解や専門性を高め、児童生徒の小さな変化を捉え、早期の支援につなげる体制を一層充実させることが必要です。
・児童生徒一人一人の特性や状況に応じ、自分に合った方法で気持ちや考えを表現し、他者と安心して関わることができるよう、日常の教育活動を通した人間関係づくりをさらに充実させる必要があります。

②　個に応じたきめ細かな支援（早期対応・早期支援）

【成果指標】

成果指標	計画策定時 （２０２２（令和４）年度実績）	目標値	令和７年度
「児童生徒支援個別票」の作成率	小学校　７７．０％ 中学校　９２．７％	小学校　１００％ 中学校　１００％	小学校　１００％ 中学校　１００％

■主な取組と成果

・一人１台端末を活用し、児童生徒の声を聴く機会の確保や心身の状況の把握に取り組みました。また、把握した状況を教職員で共有し、一人一人の状況に応じた早期対応・早期支援を推進しました。
・児童生徒支援個別票の作成率は、小・中学校ともに１００％となり、目標を達成しました。また、個別票を活用し、組織的な支援を行いました。
・不登校対策を推進する教員の配置や校内委員会の活用により、教職員が連携して支援を行う校内支援体制の充実を図りました。
・校内教育支援センター（校内別室）を整備し、教室に入りづらい児童生徒が学校内で安心して過ごし、学習や支援を受けられる環境の充実を図りました。
・教育支援会議を定期的に開催し、教育支援センター等の関係職員が、児童生徒一人一人の状況や支援について情報を共有し、必要な支援を協議することで、各支援の場の連携強化を図りました。
・教育支援センター「太陽の子」において、不登校児童一人一人の状況に応じた学習支援や体験活動、相談支援等を行い、安心して過ごすことのできる居場所や学びの機会の充実を図りました。
・学びの多様化学校分教室第七中学校「はしうち教室」において、不登校生徒の実態に配慮した教育課程を編成し、個に応じた学習や体験活動等を通して、安心して学ぶことのできる教育環境と指導の充実を図りました。
・訪問型支援「みらい」において、教育支援センター等に通うことが難しい不登校児童生徒に対し、自宅等を訪問し、一人一人の状況に応じた学習支援や相談支援を行うことで、児童生徒が人や学びとつながる機会の確保を図りました。
・中学生を対象とした教育支援センター「ＣＡＮＶＡＳ」を新設し、不登校生徒が安心して過ごし、一人一人の状況に応じた学習支援や相談支援、体験活動等を受けることのできる新たな学びの場・居場所を整備しました。

■今後の課題

・児童生徒の意思や心身の状態を丁寧に把握し、本人の声を支援に生かすとともに、不登校や登校しづらい状況が生じた早い段階から、一人一人の状態に応じた支援につなげることが必要です。
・校内教育支援センター（校内別室）については、在籍学級とのつながりを大切にしながら、児童生徒一人一人の状況に応じた学習支援を充実させるとともに、学習状況や成果を適切に把握し、学習評価に反映していくことが必要です。
・学校への登校のみを目標とするのではなく、本人のペースを尊重しながら学びを継続できるよう、個別の支援と校内における支援体制を充実させる必要があります。

③　社会的自立に向けた支援の推進（社会につながる支援）

【成果指標】

成果指標	計画策定時 （２０２２（令和４）年度実績）	目標値	令和６年度
不登校児童生徒のうち、学校内外の専門機関等で相談・指導を受けていない児童生徒の割合	小学校　３３．９％ 中学校　４０．６％	小学校　０％ 中学校　０％	小学校　２．０％ 中学校　　０％

（「令和６年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果」による）
※　国の調査結果を用いる指標のため、令和６年度実績を掲載

■主な取組と成果

・不登校や登校しづらい状況にある児童生徒やその保護者に対し、教育支援コーディネーターや教育相談所の相談員等による相談支援を行い、一人一人の状況に応じた支援につなげるなど、相談体制の充実を図りました。
・コミュニティ・スクールの全校導入を進め、学校運営協議会を通して、学校・保護者・地域が学校や児童生徒の状況について情報を共有し、地域と共に児童生徒の学びや成長を支える体制づくりを進めました。
・不登校児童生徒や保護者を対象とした進路相談や進路説明会を実施し、進路に関する情報提供や相談支援の充実を図りました。また、「学校に行きづらい子どもの保護者の集い」を開催し、保護者が悩みや不安を共有し、必要な情報を得ることのできる機会を設けました。
・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、関係機関との連携を強化し、学校内外の専門機関等で相談・指導を受けていない不登校児童生徒の割合が大幅に低下しました。
・各学校の不登校支援を担当する教員を対象とした「不登校に係る支援委員会」を開催し、支援に関する情報や各学校の取組を共有することで担当教員の理解を深め、各学校における支援の充実を図りました。
・「調布市子ども・若者支援地域ネットワーク」との連携を通して、関係機関との情報共有を進め、義務教育終了後を見据えた支援体制の充実を図りました。
・「不登校施策に係る検討委員会」を継続的に開催し、取組の実施状況や課題を共有するとともに、施策の充実や改善に向けた検討を行いました。

■今後の課題

・不登校児童生徒の状況やニーズが多様化する中、一人一人が自分に合った学びの場や居場所、必要な支援を選択できるよう、情報提供や相談支援を充実させるとともに、多様な学びの機会を一層充実させる必要があります。
・保護者の不安や悩みに寄り添い、必要な情報を提供するとともに、保護者が相談や支援につながることのできる体制を充実させる必要があります。
・学校や教育支援機関、家庭、地域、保健・福祉・医療等の関係機関及び民間施設との連携を強化し、義務教育終了後も見据えた切れ目のない支援につなげていく必要があります。

第３章　基本理念と基本方針

１　基本理念

調布市教育委員会は、「こども一人一人を大切にする教育の実現」を目指し、不登校支援を進めてきました。
本プランでは、これまでの基本理念を継承するとともに、児童生徒一人一人の意思を尊重し、誰もが自分に合った学びや居場所、人や社会とのつながりをもつことができるよう支援するという考え方を大切にします。

【基本理念】

全ての児童生徒が、安心して教育を受けることができるようにします

全ての児童生徒が、学びたいと思ったときに学べる環境を整えます

多くの大人が関わって、児童生徒の社会的な自立を支えます

不登校児童生徒への支援は、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があります。また、児童生徒によっては、不登校の時期が休養や自分を見つめ直す機会となる場合がある一方で、学業の遅れや進路選択上の不利益や社会的自立へのリスクが存在することにも留意する必要があります。

特に義務教育段階の学校は、各個人の有する能力を伸ばしつつ、社会において自立的に生きる基礎を養うとともに、国家・社会の形成者として必要とされる基本的な資質を培うことを目的としており、その役割は極めて大きいことから、学校教育の一層の充実を図るための取組が重要です。また、不登校児童生徒への支援については児童生徒が不登校となった要因を的確に把握し、学校関係者や家庭、必要に応じて関係機関が情報共有し、組織的・計画的な、個々の児童生徒に応じたきめ細かな支援策を策定することや、社会的自立へ向けて進路の選択肢を広げる支援をすることが重要です。さらに、既存の学校教育になじめない児童生徒については、学校としてどのように受け入れていくかを検討し、なじめない要因の解消に努める必要があります。

２　基本方針

基本理念を基に、以下の３つの基本方針を掲げ、施策を推進していきます。

基本方針１　魅力ある学校づくりを推進します（児童生徒が安心して過ごすための支援）

全ての児童生徒が安心して過ごし、自分らしく学ぶことのできる学校づくりを推進します。一人一人が大切にされ、自己存在感や充実感を得られる学校づくりを進めるとともに、児童生徒と教職員、児童生徒同士の信頼関係やつながりを育む「絆づくり」の充実を図ります。

また、一人一人の個性や能力を伸ばす教育活動や、個に応じた学習過程の充実を図り、児童生徒が主体的に学ぶことのできる環境を整えます。こうした取組を学校全体で進めるため、校長のリーダーシップの下、全教職員が共通理解をもち、組織的に教育活動を推進します。

基本方針２　個に応じたきめ細かな支援を行います（状況の早期把握と一人一人に応じた支援）

児童生徒一人一人の声に耳を傾け、心身の状態やその変化に早期に気付き、必要な支援につなげます。不登校の状況や背景は一人一人異なることから、本人の意思や状態を丁寧に把握し、休養の必要性も踏まえながら、本人や保護者と共に必要な支援や学びを考え、継続的に支えます。

また、教職員や専門職等が連携して組織的に支援するとともに、一人一人に応じた多様で柔軟な学びの機会や居場所の確保・充実を図ります。

基本方針３　社会的自立に向けた支援を推進します（精神的にも経済的にも自立し、豊かな人生を送るための支援）

「学校に登校する」という結果のみを目標とするのではなく、児童生徒が自分の思いや願いを大切にしながら、学びや生活、将来の進路について考え、選択していけるよう支援します。学校だけでなく、家庭や地域、関係機関等との関わりを広げることで、一人一人が自分に合った居場所や活動、学びの機会などに出会い、社会とのつながりを築いていくことを支えます。

また、保護者からの相談への対応や情報提供、交流の機会を充実させるとともに、福祉・医療、子ども・若者支援等に関わる関係機関や民間施設と連携し、義務教育終了後も見据えた切れ目のない支援につなげます。

3　支援の全体像

児童生徒一人一人の意思やペースを尊重し、安心して過ごせる学びの場や居場所、相談の機会を確保します。必要なときに安心して相談できる人や支援の場につながり、保護者も孤立することのないよう、学校や関係機関等が連携して継続的に支えます。



第４章　施策

１　施策の体系図

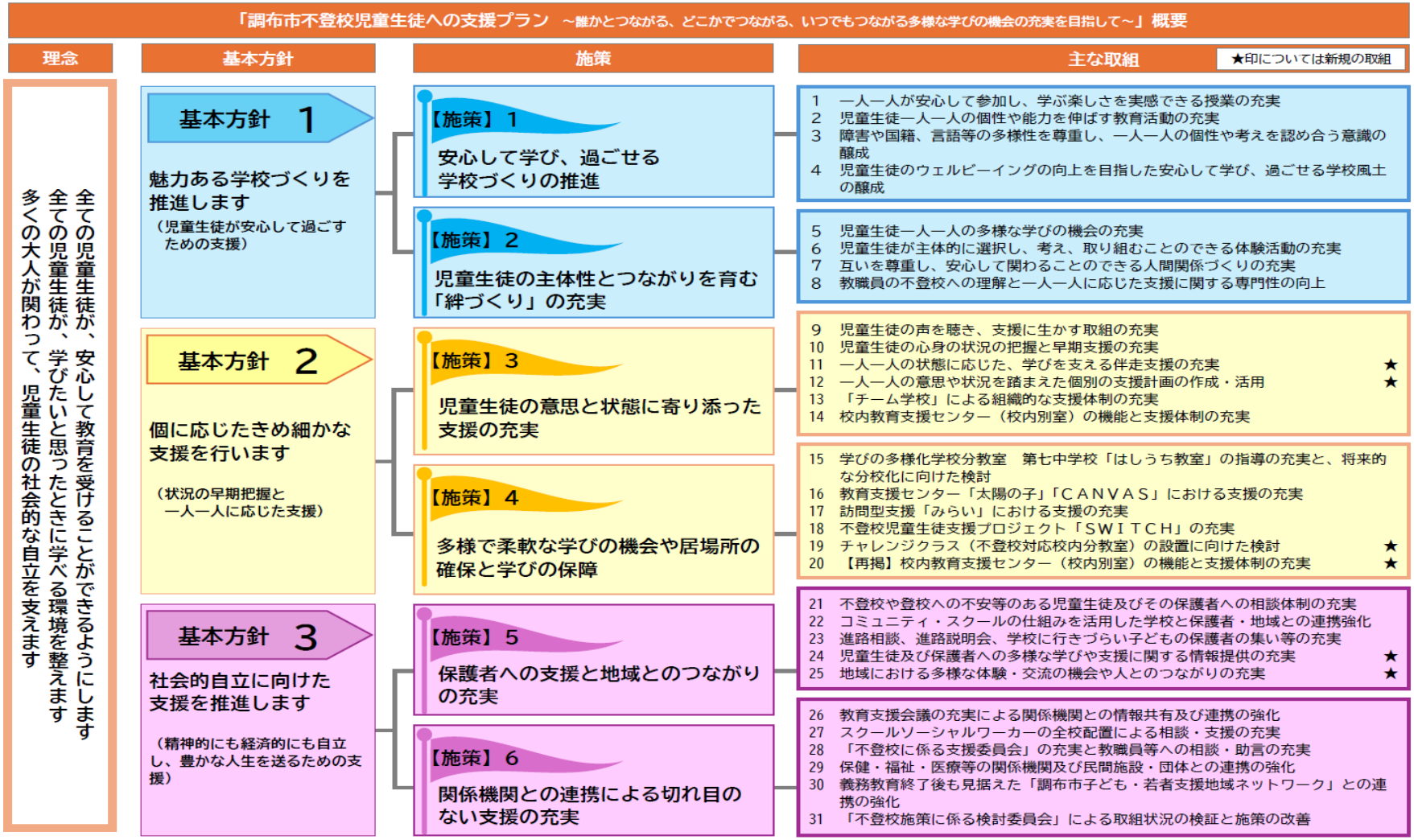

2　各施策について

（1）基本方針1　魅力ある学校づくりを推進します（児童生徒が安心して過ごすための支援）

【成果指標】

成果指標	現状値	目標値
「学校が楽しい」と答える児童生徒の割合	小学校56.7%　中学校56.8%	前年度の実績を上回る（小学校、中学校）
「みんなで何かをするのは楽しい」と答える児童生徒の割合	小学校71.1%　中学校65.7%	前年度の実績を上回る（小学校、中学校）
「授業に主体的に取り組んでいる」と答える児童生徒の割合	小学校46.0%　中学校50.4%	前年度の実績を上回る（小学校、中学校）
「授業がよくわかる」と答える児童生徒の割合	小学校54.3%　中学校53.5%	前年度の実績を上回る（小学校、中学校）

※　現状値は、令和7年度の結果。「そう思う」「どちらかと言えばそう思う」「どちらかと言えばそう思わない」「そう思わない」のうち「そう思う」と回答した児童生徒の割合を示している。

施策1　安心して学び、過ごせる学校づくりの推進

主な取組

● 一人一人が安心して参加し、学ぶ楽しさを実感できる授業の充実

・児童生徒一人一人が安心して授業に参加し、「分かる」「できる」という実感や学ぶ楽しさを感じられるよう、学習内容や指導方法を工夫します。
・一人一人の状態に応じて、本人が「これならできそう」と思える小さなステップを大切にし、達成感や自己肯定感を得られる授業づくりを進めます。

● 児童生徒一人一人の個性や能力を伸ばす教育活動の充実

・児童生徒が、自分のよさや可能性に自ら気付き、それらを伸ばすとともに、児童生徒が自ら考え、選択・決定する機会を取り入れた教育活動を展開します。こうした活動を通して、これからの社会を生きていくために必要な資質・能力を育みます。
・児童生徒が自分の考えを表現したり、互いの意見を聴き合い、対話・議論したりする場を設けるなど、主体的に学習に参加し、互いに協力して学ぶ機会の充実を図ります。

● 障害や国籍、言語等の多様性を尊重し、一人一人の個性や考えを認め合う意識の醸成

・児童生徒が、障害や国籍、言語等の様々な違いや自他の個性、考えを尊重し、相手の立場に立って考え、行動できる共感的な人間関係を育みます。
・通常の学級と特別支援学級及び特別支援学校等の児童生徒による交流及び共同学習を充実させるとともに、「ふれあい月間」や「いのちと心の教育月間」等を通して、多様性を尊重し、互いに認め合うことの大切さについて考えを深める機会を設けます。

● 児童生徒のウェルビーイングの向上を目指した安心して学び、過ごせる学校風土の醸成

・児童生徒一人一人が大切にされ、認められていると実感し、安心して学校生活を送ることができるよう、教職員が日頃から児童生徒の声や心身の状態を丁寧に把握し、一人一人との関わりを大切にします。
・児童生徒が学校生活で感じる不安や負担、困りごとを把握し、教育活動や学校のルール等の見直しにつなげることで、自分らしく安心して学ぶことのできる学校風土を醸成し、児童生徒のウェルビーイングの向上を図ります。

施策２　児童生徒の主体性とつながりを育む「絆づくり」の充実

主な取組

●児童生徒一人一人の多様な学びの機会の充実

・児童生徒一人一人の特性や学習状況等に応じ、必要な支援を受けながら、自分に合った学び方を選択できるよう、個別最適な学びの充実を図ります。
・児童生徒同士が互いの考えを共有し、学び合う機会を設け、個別に考えたことを協働して深め、その学びを再び自分の学習に生かせるようにします。
・こうした学びをより効果的に進めるため、一人１台端末等を、学習の目的や児童生徒の状況に合わせて適切に活用します。

● 児童生徒が主体的に選択し、考え、取り組むことのできる体験活動の充実

・児童生徒が活動の内容や進め方、役割等について考え、選択・決定する機会を設け、主体的に取り組むことができる体験活動の充実を図ります。
・一人一人に合った参加方法に配慮しながら、様々な体験や他者との関わりを通して、自らのよさや可能性に気付き、互いに協力するよさを実感できる機会を設けます。

● 互いを尊重し、安心して関わることのできる人間関係づくりの充実

・児童生徒が互いの気持ちや考え、個性や違いを理解し、尊重しながら、安心して関わることのできる人間関係づくりを進めます。
・日常の教育活動やソーシャルスキルトレーニング等を通して、自分の気持ちや考えを自分に合った方法で表現し、相手の思いを尊重する機会を充実させます。

● 教職員の不登校への理解と一人一人に応じた支援に関する専門性の向上

・不登校の背景の多様性、本人の意思や休養の尊重、学校環境の改善に関する研修を充実させ、教職員が児童生徒一人一人の様子や変化を丁寧に捉え、適切に関わることができる専門性を高めます。
・教職員一人一人が児童生徒理解や学級経営、よりよい人間関係づくりなどに関する理解と専門性を高め、学校全体で不登校の未然防止に取り組みます。

（２）基本方針２　個に応じたきめ細かな支援を行います（状況の早期把握と一人一人に応じた支援）

【成果指標】

成果指標	現状値	目標値
不登校児童生徒の個別の支援計画を作成し、校内の支援会議等で活用している割合	小学校 100%　中学校 100%	小学校 100%　中学校 100%

※　現状値は「児童生徒支援個別票」の作成率を示しており、活用状況については未把握である。

施策３　児童生徒の意思と状態に寄り添った支援の充実

主な取組

● 児童生徒の声を聴き、支援に生かす取組の充実

・教職員等が、児童生徒の思いや願いに丁寧に耳を傾け、困っていることや希望する支援を早期に把握する機会を設けます。
・会話、記述、端末の活用など、児童生徒が自分の気持ちや考えを表しやすい環境を整え、本人の声をその後の支援に生かすとともに、必要に応じて、関係機関につなげます。

● 児童生徒の心身の状況の把握と早期支援の充実

・日常の学校生活や児童生徒との関わりを通して、一人一人の心身の状態や小さな変化を丁寧に捉え、早期の支援につなげます。
・一人１台端末等を効果的に活用し、児童生徒が自分の気持ちや心身の状態を伝えやすい環境を整えます。伝えられた内容を教職員が確認し、必要に応じて本人への声掛けや相談、関係職員との連携につなげます。

● 一人一人の状態に応じた、学びを支える伴走支援の充実

・児童生徒一人一人の意思や心身の状態、学習状況、家庭での様子等を丁寧に把握し、本人の思いや願いを踏まえて支援の方向性を共に考えます。
・本人のペースを尊重し、学習への意欲や状況に応じて学びを継続・再開できるよう、一人１台端末やオンライン教材等を活用し、一人一人に合った学習内容や方法を工夫して、継続的に支援します。

・学校外の施設や自宅等での学びについて、学校が保護者や関係機関と連携し、本人との適切な関わりを継続しながら、学習状況や成果を定期的・継続的に把握します。出席扱い及び成績評価については、それぞれの要件に基づき適切に対応し、その取扱いを本人や保護者に分かりやすく説明します。

● 一人一人の意思や状況を踏まえた個別の支援計画の作成・活用

・不登校や登校しづらい状況にある児童生徒について、本人の意思や心身の状態、学習状況等を踏まえ、一人一人に応じた支援を組織的・継続的に行うため、個別の支援計画を作成・活用します。校内の支援会議等で支援方針や役割分担を共有し、支援の実施状況を振り返りながら、継続的に見直します。また、進学・転学時等に必要な支援が途切れることのないよう、学校間で適切に情報を引き継ぎます。

● 「チーム学校」による組織的な支援体制の充実

・不登校児童生徒への支援を特定の教職員が一人で抱え込むことのないよう、管理職や教職員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等が情報を共有し、それぞれの専門性を生かしながら、学校全体で組織的に支援する体制の充実を図ります。
・教職員が不登校児童生徒への支援について、必要に応じて相談や助言を受けることができる環境を整え、支援に携わる教職員を支える取組を進めます。

● 校内教育支援センター（校内別室）の機能と支援体制の充実

・在籍学級に入りづらい児童生徒が、学校内で安心して過ごし、一人一人の状況に応じた学習や相談支援を受けることができるよう、校内教育支援センター（校内別室）の機能の充実を図ります。
・在籍学級や教職員とのつながりを大切にしながら、本人の意思や状態に応じて、学習や活動への参加の仕方を柔軟に工夫します。

写真
校内教育支援センター

施策４　多様で柔軟な学びの機会や居場所の確保と学びの保障

主な取組

● 学びの多様化学校分教室　第七中学校「はしうち教室」の指導の充実と、将来的な分校化に向けた検討

・不登校の生徒一人一人の状況や学習状況に応じた教育課程に基づき、少人数指導や個に応じた学習、体験活動などを通して、安心して学び、自らの進路や将来を主体的に考えることができるよう、指導の充実を図ります。
・生徒の声や学習状況、これまでの実践を踏まえ、教育活動や指導方法を継続的に見直します。
・学びの多様化学校分教室第七中学校「はしうち教室」については、これまでの実践や成果を踏まえ、生徒の多様な教育的ニーズに応じた学びをさらに充実させるため、将来的なより一層の機能強化に向けた検討を進めます。

● 教育支援センター「太陽の子」「ＣＡＮＶＡＳ」における支援の充実

・学校に行きづらさを感じている児童生徒が安心して過ごせるよう、一人一人の状況に応じた学習支援、体験活動、相談支援等を行います。また安全に、安心して利用できる支援体制と在籍校との連携を充実させ、本人のペースに応じた学びや人とのつながりを継続的に支えます。

写真（太陽の子）

写真（ＣＡＮＶＡＳ）

● 訪問型支援「みらい」における支援の充実

・教育支援コーディネーター（教職経験者）や心理士が、外出や学校への登校、教育支援センター等への通室が難しい児童生徒に対し、自宅や公共施設等で、本人の意思や状態に応じた相談支援や学習支援等を行います。本人や保護者と継続的に関わり、必要に応じて在籍校や関係機関と連携しながら支援します。

● 不登校児童生徒支援プロジェクト「ＳＷＩＴＣＨ」の充実

・大学と連携した不登校児童生徒支援プロジェクト「ＳＷＩＴＣＨ」の一環として、メンタルフレンド、テラコヤ・スイッチを実施し、大学生等との継続的な関わりを通して、児童生徒が安心して人とつながり、自分のペースで学習や活動に取り組むことのできる機会の充実を図ります。

● チャレンジクラス（不登校対応校内分教室）の設置に向けた検討

・不登校生徒が学校内で安心して過ごし、一人一人の状況に応じた柔軟な学びを継続できるよう、チャレンジクラス（不登校対応校内分教室）の設置を検討します。検討に当たっては、対象生徒のニーズ、教員配置、教育課程、施設環境及び在籍学級との連携等について整理します。

● 【再掲】校内教育支援センター（校内別室）の機能と支援体制の充実

・自分の学級に入りづらい児童生徒が、学校内で安心して過ごし、一人一人の状態に応じた学習や支援を受けることができるよう、校内教育支援センター（校内別室）の機能の充実を図ります。
・在籍学級や教職員とのつながりを大切にしながら、本人の意思や状態に応じて、学習や活動への参加の仕方を柔軟に工夫します。また、校内教育支援センターでの学習状況や成果を適切に把握し、学習評価に反映します。

（３）基本方針３　社会的自立に向けた支援を推進します（精神的にも経済的にも自立し、豊かな人生を送るための支援）

【成果指標】

成果指標	現状値	目標値
不登校児童生徒のうち、学校内外の専門機関等で相談・指導を受けていない児童生徒の割合	小学校2.0%　中学校 0%	小学校 0%　中学校 0%

施策５　保護者への支援と地域とのつながりの充実

主な取組

● 不登校や登校への不安等のある児童生徒及びその保護者への相談体制の充実

・不登校や登校しづらい状況にある児童生徒が安心して相談できるよう、教育支援コーディネーターや教育相談所の相談員等による相談体制を充実させます。また、保護者の悩みや不安に寄り添い、必要な情報の提供や相談支援を行います。

・本人や保護者の意向、状況に応じて、専門家や関係機関等と連携し、相談先の紹介に加え、必要に応じた連絡調整を行うことで、継続的な支援につなげます。

● コミュニティ・スクールの仕組みを活用した学校と保護者・地域との連携強化

・コミュニティ・スクールの仕組みを活用し、学校運営協議会等において、不登校を含む児童生徒の多様な状況への理解を深めます。また、地域の施設や活動、人材等との連携について協議し、児童生徒の学びや成長を支える取組につなげます。

● 進路相談、進路説明会、学校に行きづらい子どもの保護者の集い等の充実

・不登校の児童生徒が多様な進路の選択肢を知り、自分の希望や状況に合った進路を主体的に考えることができるよう、進路相談や進路説明会等の充実を図ります。

・保護者が悩みや不安を一人で抱え込むことなく、必要な情報を得たり、保護者同士で経験や思いを共有したりできるよう、「学校に行きづらい子どもの保護者の集い」等を通じた交流や支援の機会の充実を図ります。

● 児童生徒及び保護者への多様な学びや支援に関する情報提供の充実

・学校内外の多様な学びや居場所、相談窓口について、対象者、支援内容、利用方法等を分かりやすく提供します。また、本人や保護者の希望や状況に応じて、利用に関する相談や関係機関との連絡調整を行い、自分に合った学びや支援を選択できるよう支えます。

● 地域における多様な体験・交流の機会や人とのつながりの充実

・地域の施設や活動、人材等の地域資源を生かし、児童生徒が学校外でも安心して過ごせる場や、多様な体験、人と関わる機会の充実を図ります。
・本人の興味・関心や心身の状態、希望する関わり方を尊重し、参加方法や活動内容を柔軟に工夫することで、自分のペースで地域の人々や社会と関わる経験を積み重ねることができるよう支援します。

施策６　関係機関との連携による切れ目のない支援の充実

主な取組

● 教育支援会議の充実による関係機関との情報共有及び連携の強化

・教育支援センターや学びの多様化学校分教室等の関係職員が、児童生徒一人一人の状況を共有し、必要な支援、支援方針及び役割分担を協議します。
・協議した内容を日常的な連携や具体的な支援に生かすとともに、支援の実施状況を振り返り、必要に応じて支援内容を見直します。

● スクールソーシャルワーカーの全校配置による相談・支援の充実

・スクールソーシャルワーカーが児童生徒や保護者への相談支援を行うとともに、家庭や学校等の状況を踏まえ、学校と関係機関との連携・調整を進めます。それぞれの専門性や役割を生かし、一人一人が抱える課題に応じた支援につなげます。

● 「不登校に係る支援委員会」の充実と教職員等への相談・助言の充実

・各学校の不登校支援担当教員等を対象とした「不登校に係る支援委員会」を開催し、不登校児童生徒への支援に関する理解を深めるとともに、各学校の取組や実践事例を共有することで、学校における支援力の向上を図ります。
・教育支援センター等の関係機関の職員も参加し、各機関の役割や支援内容への相互理解を深めるとともに、相談・利用につなぐ手順や連絡方法を共有し、学校と関係機関との連携を充実させます。

● 保健・福祉・医療等の関係機関及び民間施設・団体との連携の強化

・児童生徒一人一人の状況やニーズに応じて、保健・福祉・医療等の関係機関や民間施設との必要な情報を共有し、支援方針や役割分担を調整します。本人や保護者への説明を丁寧に行い、それぞれの専門性を生かして、児童生徒や家庭を継続的に支えます。

● 義務教育終了後も見据えた「調布市子ども・若者支援地域ネットワーク」との連携の強化

・義務教育終了後の生活や学び、社会参加を見据え、本人や保護者の意向を踏まえて、関係機関との情報共有、支援の引継ぎを行います。
・高校等への進学やその後の生活も見据え、本人や保護者の意向を踏まえながら、関係機関との情報共有や支援の引継ぎを行い、継続的な支援につなげます。

● 「不登校施策に係る検討委員会」による取組状況の検証と施策の改善

・「不登校施策に係る検討委員会」を継続して開催し、取組の実施状況、成果指標、児童生徒・保護者の声等を踏まえて成果と課題を検証します。検証結果を取組の見直しや改善に反映し、支援の充実につなげます。

資 料 編

1　調布市の不登校を取り巻く動向

（１）児童生徒数、学級数の推移

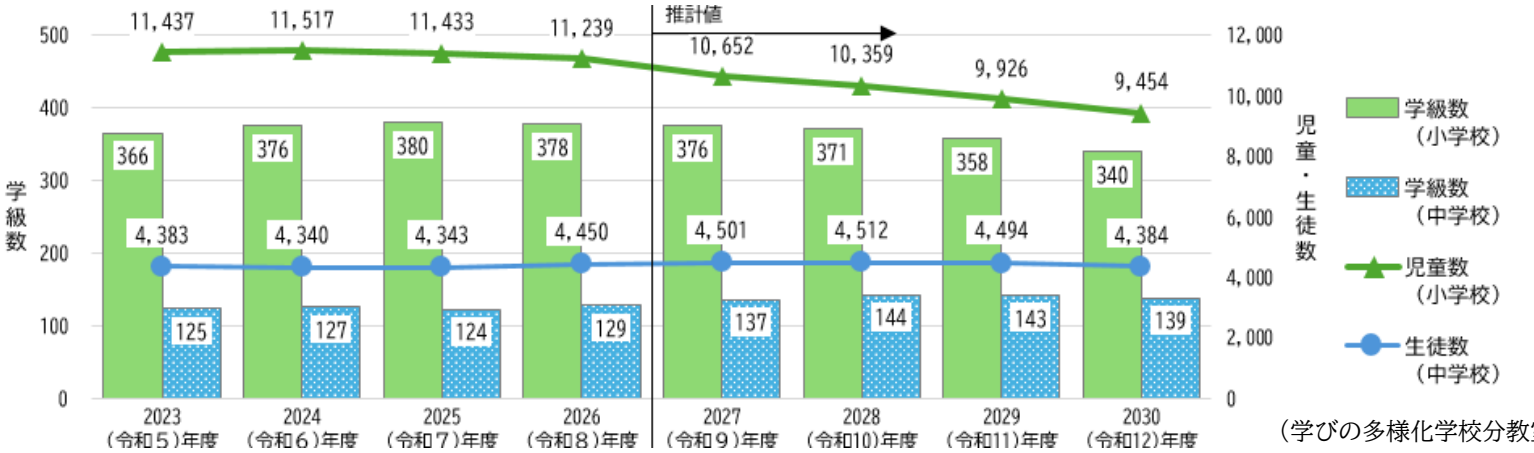

（学びの多様化学校分教室を除く）

出典：学務課（推計値は「令和７年度市立小・中学校児童生徒数及び学級数の推計について」を参考に作成）

（２）いじめの認知件数

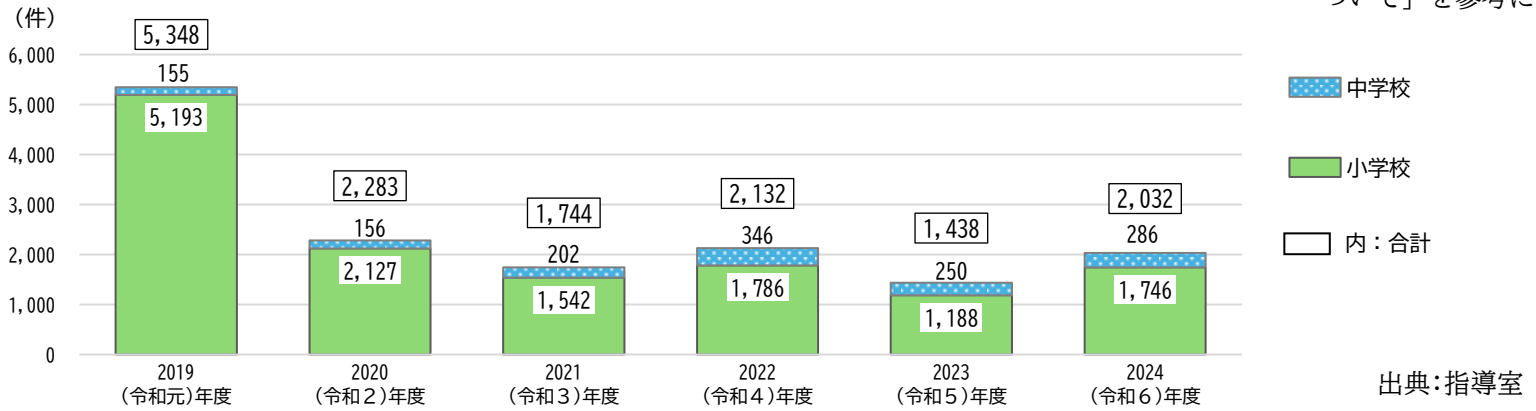

出典：指導室

（３）不登校児童生徒数の推移

○令和６年度における長期欠席児童生徒のうち、不登校児童生徒は小学校２４２人、中学校３５４人（合計５９６人）である。

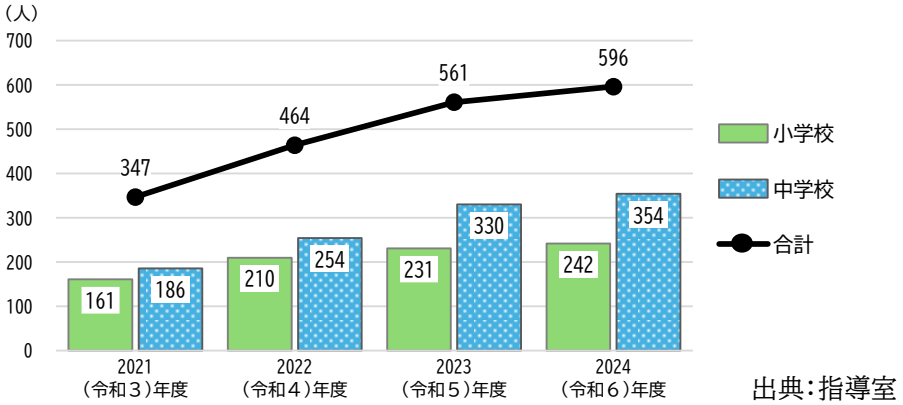

出典：指導室

（４）不登校出現率

○不登校出現率は、小学校２．０８％、中学校７．９７％であり、小・中学校ともにここ数年上昇している。

○小学校は全国平均より０．２２ポイント低いが、中学校は全国平均よりも１．１８ポイント高い。

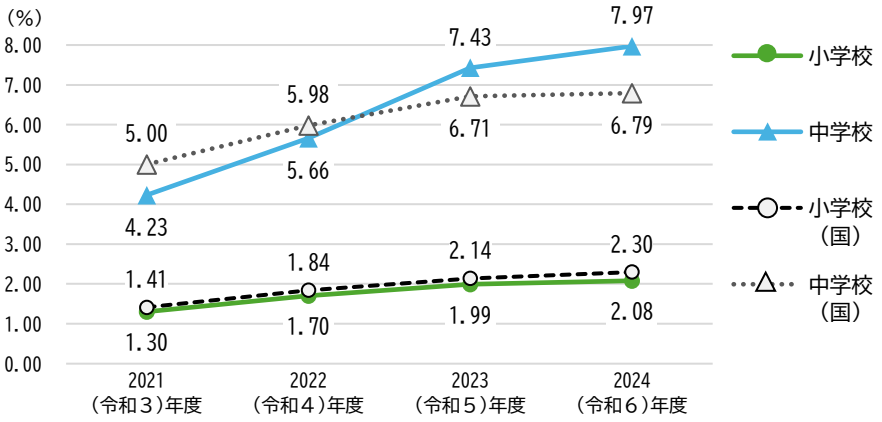

出典：文部科学省「令和6年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果の概要」及び指導室

（５）不登校児童生徒について把握した事実

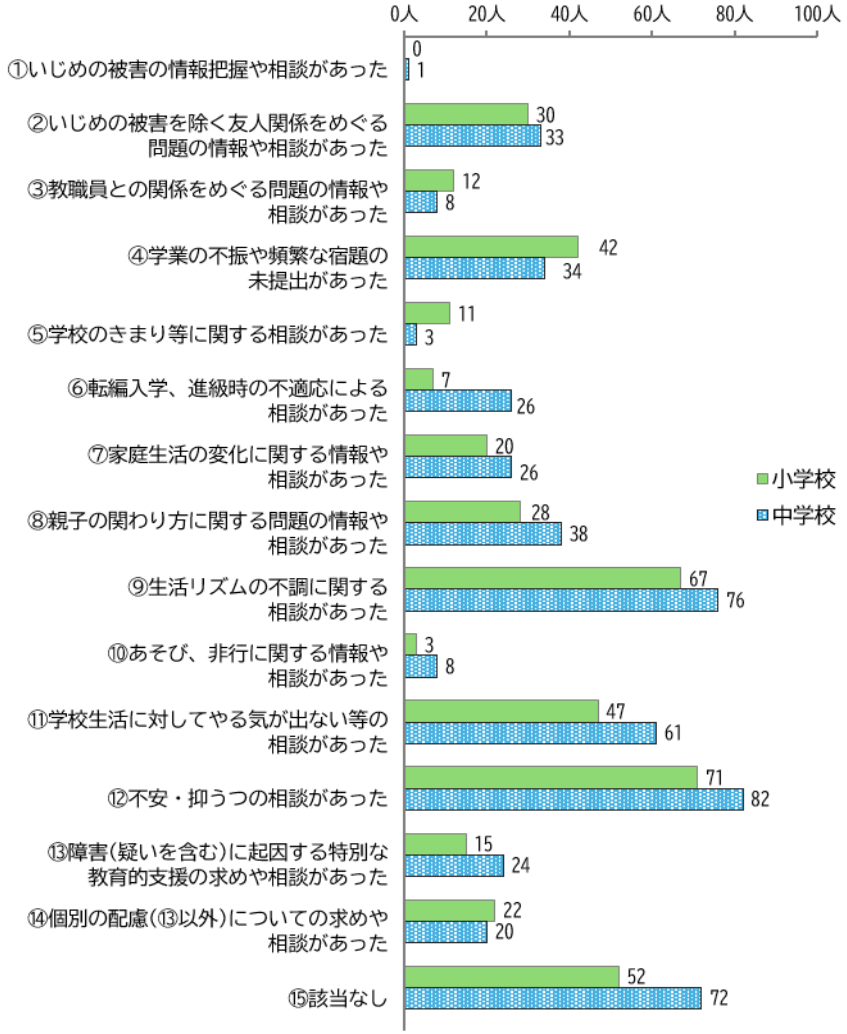

出典：指導室

※　複数回答。学校が把握した情報や相談内容を示しており、不登校の原因を特定したものではない。

（６）学校内外の機関等への相談状況

○令和７年度において、学校内外の機関等で専門的な相談･指導を受けた不登校児童生徒は、小学校７７．２％、中学校７２．３％である。学級担任や学年主任等から相談・指導等を受けた不登校児童生徒は、小学校２０．６％、中学校２７．６％である。
○学校内外の機関及び学級担任や学年主任等のいずれの相談・指導も受けていない不登校児童生徒は、小学校２．０％、中学校０．０％である。

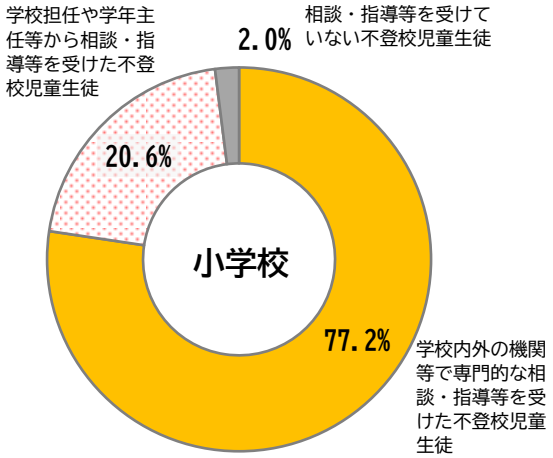

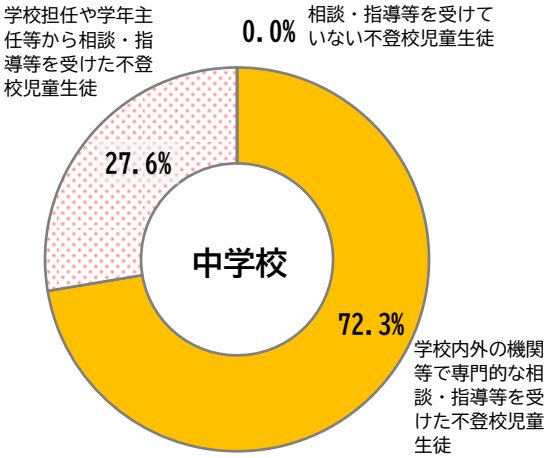

出典:指導室

2　調布市の不登校児童生徒の多様な学びの場

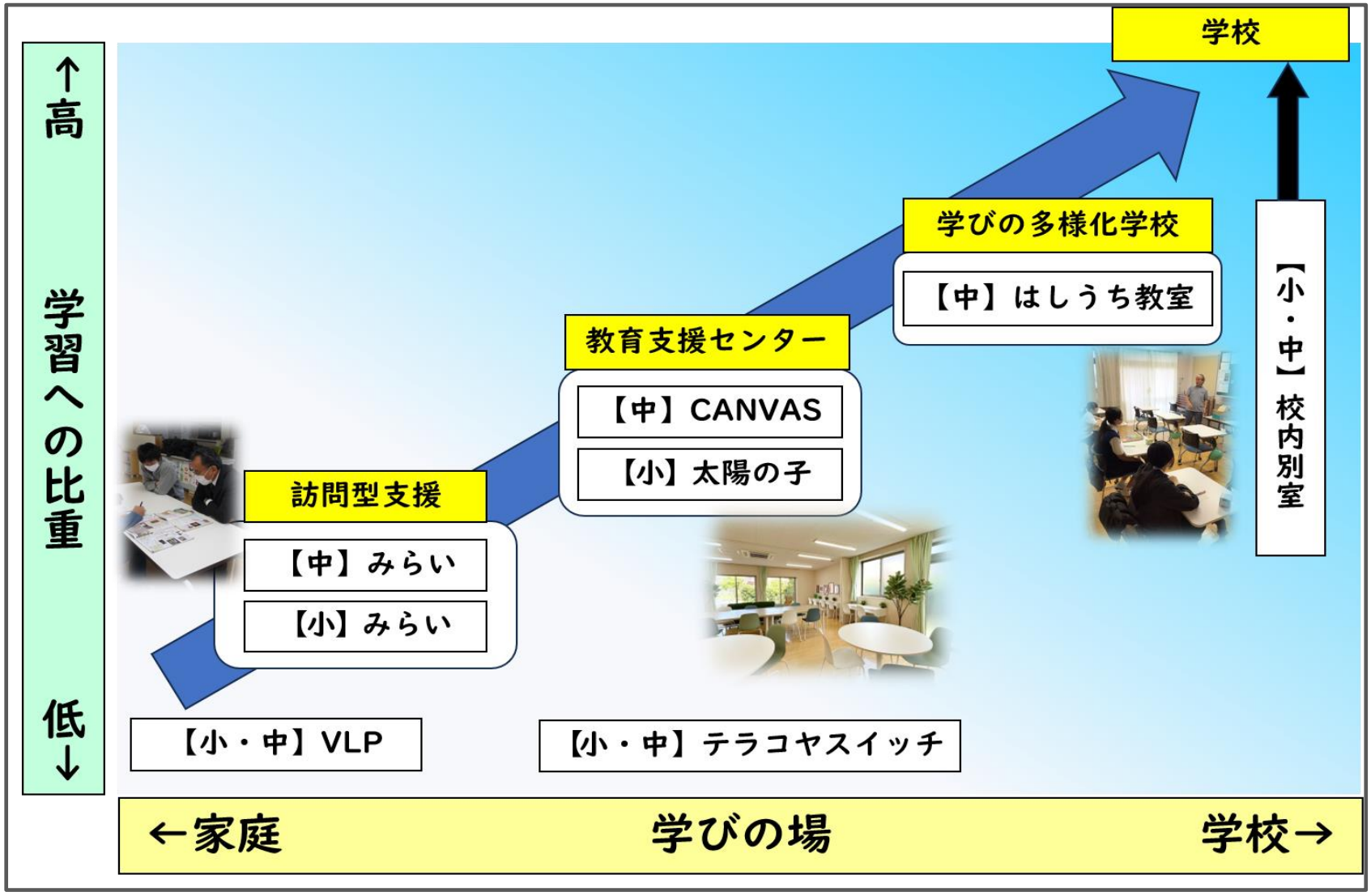

3　不登校児童生徒への支援事業の実施状況

（1）不登校児童生徒支援プロジェクトＳＷＩＴＣＨ

○メンタルフレンド

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
派遣した大学生等の回数(回)	※３０	１７４	１６０	１７０	１３４
対象児童生徒数（人）	※６	１３	１０	１１	１１

※　新型コロナウイルスの影響に伴い、令和３年度事業中止期間あり

○テラコヤ・スイッチ

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
実施回数(回)	※１９	３８	４５	４６	４５
参加児童生徒数（人）	※１	１５	１９	９	１１

※　新型コロナウイルスの影響に伴い、令和３年度事業中止期間あり
※　中学生対象であったが、令和５年１月から小学４～６年生も対象

○学校に行きづらい子どもの保護者の集い

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
実施回数(回)	※３	４	４	４	４
延べ参加者数（人）	４０	９４	８７	６１	４７

※　新型コロナウイルスの影響に伴い、令和３年度１回中止。令和３年度は、１回動画配信とし実施回数に含む

（2）訪問型支援「みらい」

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	
					小学生	中学生
実施回数(回)		１５７	１，１２２	６４４	３８５	４５２
利用児童生徒数（人）		２４	４４	５７	３６	２３

※　令和４年１１月から開始
※　令和６年度以降の実施回数は、児童生徒への直接支援回数とし、学校連絡、保護者連絡等の回数を除いて表記

（3）教育支援センター

○教育支援センター「太陽の子」

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
利用児童数（人）	１３	１９	４２	２９	２６
延べ児童数（人）	５５９	９４３	２，５２６	１，５１１	１，０４５
開設日数（日）	１９２	１９６	１９８	１９４	１９６

○教育支援センター「ＣＡＮＶＡＳ」

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
利用生徒数（人）					１２
延べ生徒数（人）					６４
開設日数（日）					１６

※　令和８年３月開設

（4）第七中学校学びの多様化学校分教室「はしうち教室」

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
在籍生徒数（人）	１３	１０	１３	２１	２３

※　各年度５月１日現在

４　プランの策定経緯

（１）調布市不登校施策に係る検討委員会の開催

○開催経過

回	開催日	議　事
第１回	令和８年７月１４日（火）	１　教育委員会あいさつ ２　委員紹介 ３　委員長・副委員長の選任 ４　事務局説明 ５　質疑、意見交換等 ６　事務連絡
第２回	令和８年９月１５日（火）	１　事務局説明 ２　質疑、意見交換等 ３　次回日程等
第３回	令和８年１１月２５日（水）	１　事務局説明 ２　質疑、意見交換等 ３　その他事務連絡等
第４回	令和９年●月●日（●）	

○調布市不登校施策に係る検討委員会委員名簿

No.	委員氏名	委員区分・職名	
1	◎ 松尾　直博	学識経験	東京学芸大学　教育学部　教授
2	横地　美由紀	市民	市民委員
3	大澤　拓巳	市民	市民委員
4	宮川　駈	市民	市民委員
5	西山　豪一	小学校	調布市立小学校長会　柏野小学校長
6	馬場　誠	中学校	調布市立中学校長会　第八中学校長
7	小宮山　香織	学びの多様化学校	学びの多様化学校分教室 「はしうち教室」
8	○ 小鍛治　誠一	教育委員会	教育部指導室長
9	藤倉　正道	教育委員会	教育部指導室教育支援コーディネーター
10	高嵜　みな	教育委員会	教育部指導室教育相談心理職専門員
11	三井　豊	市長部局	子ども生活部子ども家庭センター 親子相談担当課長
12	石川　士朗	市長部局	子ども生活部児童青少年課長
13	坂本　祐樹	調布市子ども・若者総合支援事業受託団体	調布市社会福祉協議会　福祉相談事業課 子ども若者支援係長
事務局		教育部指導室 指導室教育支援担当課長兼教育相談所長　山崎　亜子 教育部指導室教育支援担当主幹兼教育支援センター長 海馬澤　一人 教育部指導室　教育支援係長　森　ゆかり 教育部指導室　指導主事　別所　研人 教育部指導室　教育支援係　主査　武井　徹 教育部指導室　教育支援係　主査　小山　暢子	

◎は委員長、○は副委員長　　※所属・職名は令和８年１０月１日現在。

（2）パブリック・コメントの実施等

実施後に記載

（３）調布市不登校施策に係る検討委員会要綱

第1　設置

調布市における不登校児童生徒支援のための施策等の課題を明らかにし、その解決に向けた今後の方向性及び具体的な取組を検討するとともに、不登校児童生徒への支援に係る計画の進捗状況の確認や次期計画の策定に向けた検討を行うため、調布市不登校施策に係る検討委員会（以下「検討委員会」という。）を置く。

第2　所掌事項

検討委員会の所掌事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

（1）　不登校児童生徒への支援に係る計画策定等に関すること。

（2）　不登校児童生徒への支援の課題の検討に関すること。

（3）　不登校の現状の調査及び分析に関すること。

（4）　不登校の解決に向けた取組に関すること。

（5）　その他必要な事項に関すること。

第3　組織

検討委員会は、次の各号に掲げる者のうちから、教育長が依頼又は任命する委員 13 人以内をもって組織する。

（1）　学識経験者

（2）　市民委員

（3）　調布市立小学校長会の推薦する者

（4）　調布市立中学校長会の推薦する者

（5）　調布市立第七中学校学びの多様化学校分教室が指定する教員

（6）　教育部指導室長

（7）　教育部指導室教育支援コーディネーター

（8）　教育部指導室教育相談心理職専門員

（9）　子ども生活部子ども家庭センター親子相談担当課長

（10）　子ども生活部児童青少年課長

（11）　調布市子ども・若者総合支援事業受託団体の職員

（12）　前各号に掲げるもののほか、教育長が指定する者

第4　任期

委員の任期は、教育長が依頼又は任命した日から令和9年3月 31 日までとし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

第5　委員長及び副委員長

検討委員会に委員長及び副委員長を置く。

2　委員長及び副委員長は、委員の互選による。

3　委員長は、検討委員会を代表し、会務を総理する。

4　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

第6　招集

検討委員会は、委員長が招集する。

第7　意見の聴取

委員長は、検討委員会の運営上必要があると認めたときは、委員以外の者を検討委員会に出席させ、意見を聞き、又は委員以外の者に資料の提出を求めることができる。

第8　庶務

検討委員会の庶務は、教育委員会教育部指導室において処理する。

第9　雑則

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附　則

この要綱は、令和5年6月5日から施行する。

附　則（令和7年2月 18 日教委要綱第1号）

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附　則（令和8年3月 31 日教委要綱第 14 号）

この改正は、令和8年4月1日から施行する。

５　用語解説

【あ行】

いのちと心の教育月間（●頁）

調布市では、１２月１０日の世界人権デーに合わせて、毎年１２月を調布市「いのちと心の教育」月間と定めている。いのちの大切さを伝える校長講話、道徳科等における「生命尊重」を扱った授業の実施等の取組を通じて、児童生徒が自他の生命を尊重する心情や他者との違いを理解し、互いに認め合うことについて考える機会としている。

ウェルビーイング（●頁）

身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福だけでなく、生きがいや人生の意義など、将来にわたる持続的な幸福を含む概念。また、個人だけでなく、個人を取り巻く場や地域、社会が持続的に良い状態であることも含む。教育においては、幸福感や学校・地域でのつながり、協働性、自己肯定感、自己実現などの要素が重視されている。

【か行】

義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（●頁）

略称は「教育機会確保法」。不登校児童生徒等の教育機会の確保を総合的に推進するため、基本理念、国及び地方公共団体の責務、基本指針の策定等について定めた法律。

教育支援コーディネーター（●頁）

不登校や登校しづらい状況にある児童生徒及びその保護者からの相談に応じ、本人の意思や心身の状態、家庭の状況等を踏まえて、必要な支援を共に考える職員。学校や教育支援センター、関係機関等との連絡・調整を行い、一人一人に応じた継続的な支援につなげる。

教育支援センター（●頁）

不登校の児童生徒に対し、一人一人の状況に応じた学習支援や相談、体験活動等を行う施設。調布市では、小学生を対象とした「太陽の子」と、中学生を対象とした「ＣＡＮＶＡＳ」を設置している。

校内教育支援センター（校内別室）（●頁）

在籍学級に入りづらい児童生徒等が、学校内で安心して過ごせる学びの場・居場所。空き教室等を活用し、本人の意思や心身の状態に配慮しながら、自分に合ったペースで学習や活動に取り組めるよう支援する。

コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）（●頁）

「学校運営協議会」を設置している学校のことを「コミュニティ・スクール」という。「学校運営協議会」は法律に基づき、教育委員会から任命された委員が、学校の運営とそのために必要な支援について協議する合議制の機関のこと。学校・保護者・地域住民が協働しながら児童生徒たちの豊かな成長を支え、「地域とともにある学校づくり」を進めることを目的としている。

【さ行】

社会的自立（●頁）

必要な支援を受けながら、自分の意思で生活や学び、進路を選び、人や社会と関わりながら自分らしく生きていくことをいう。

児童生徒支援個別票（●頁）

不登校や登校しづらい状況にある児童生徒について、本人や保護者の意向、心身の状態、学習状況、支援の経過等を整理し、組織的・継続的な支援につなげるために作成するもの。校内の支援会議等で支援方針や役割分担を共有し、支援の振り返りや見直し、必要な情報の引継ぎに活用する。

児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査（●頁）

児童生徒の問題行動等について、事態をより正確に把握し、これらの問題に対する指導の一層の充実を図るため、暴力行為、いじめ、不登校、自殺等の状況等について、毎年度、文部科学省が行っている調査のことをいう。

児童生徒を支援するためのガイドブック（●頁）

全ての教員が不登校の要因や背景を正しく理解した上で児童生徒の状況に応じた適切な支援を行うことで、児童生徒が豊かな学校生活を送り、社会的に自立できることを目的として、東京都教育委員会が作成した教職員向けのガイドブック。

スクールカウンセラー（●頁）

児童生徒が抱える不安や悩みへのカウンセリング、保護者や教職員への助言・援助など、児童生徒の心の問題に関する様々な相談活動を行う心理専門職。

スクールソーシャルワーカー（●頁）

児童生徒や保護者からの相談に応じ、家庭訪問や関係機関との連携・調整等を行う専門職。福祉的な視点から、児童生徒を取り巻く環境に働きかけ、必要な支援につなげる役割を担う。

ソーシャルスキルトレーニング（●頁）

人との関わりや集団生活の中で、自分の気持ちや考えを表現したり、相手の気持ちや立場を理解したりするための力を育む取組。様々な場面を想定した活動等を通して、自分に合った方法で気持ちや考えを伝え、互いの違いを理解しながら関係を築く力を育む。

【た行】

誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（ＣＯＣＯＬＯプラン）（●頁）

不登校により学びにアクセスできない児童生徒をゼロにすることを目指し、誰一人取り残されない学びの保障を社会全体で実現するため、令和５年３月３１日に文部科学省が取りまとめたプラン。

チャレンジクラス（不登校対応校内分教室）（●頁）

不登校生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、中学校等の校内に設置する分教室のこと。教員を配置し、ゆとりある生活時程の下、生徒一人一人の状況に応じて、個別学習や集団学習など自分に合った方法で学ぶことができるよう支援する。東京都が令和６年度から設置を推進している。

調布市子ども・若者支援地域ネットワーク（●頁）

子ども・若者育成支援推進法（平成２１年法律第７１号）第１９条第１項の規定に基づく協議会。教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の児童生徒・若者に対する支援に関係する機関、団体等が連携し、社会生活を円滑に営むことが困難な子ども・若者を支援するため設置している。

テラコヤ・スイッチ（●頁）

学校を長く休んでいる、又は休みがちになっている市内在住の小学校４年生から中学校３年生までを対象に、大学生・大学院生等との関わりを通して、学習に取り組むきっかけや、少人数で安心して過ごせる時間を提供する取組。本人のペースを尊重し、学びや人とのつながりを支える。

【は行】

不登校（全頁）

心理的、情緒的、身体的又は社会的な要因・背景により、児童生徒が登校しない、又は登校したくてもできない状況をいう。文部科学省の調査では、このような状況により年間３０日以上登校しなかった児童生徒を「不登校」として集計している。ただし、病気や経済的理由によるものは除く。本プランでは、欠席日数にかかわらず、登校しづらさを感じている段階から支援を行う。

不登校児童生徒支援プロジェクト ＳＷＩＴＣＨ（●頁）

不登校児童生徒への支援の取組として、東京学芸大学・松尾研究室と連携して行っている事業。メンタルフレンドの派遣事業、不登校児童生徒の指導計画への助言、テラコヤ・スイッチなどに取り組んでいる。

ふれあい月間（●頁）

児童生徒のいじめ問題及び不登校問題について、学校が継続的かつ意識的に取組を推進するとともに、取組の工夫改善を図るため、東京都教育委員会が指定している重点月間（６月、１２月、２月）のこと。

訪問型支援「みらい」（●頁）

外出や学校への登校、教育支援センター等への通室が難しい児童生徒を対象に、教育支援コーディネーターと心理職が連携して、自宅や公共施設等で支援を行う事業。本人の意思や心身の状態、ペースを尊重し、安心できる関係づくりを大切にしながら、相談支援や学習支援等を通して、人や学びとのつながりを支える。

【ま行】

学びの多様化学校（●頁）

不登校児童生徒の実態に配慮し、特別に編成された教育課程に基づいて教育を行う学校。一人一人の状況に応じて、授業時間や学習内容、指導方法等を工夫しながら、学習や社会的自立に向けた支援を行う。従来は「不登校特例校」と呼ばれていたが、令和５年８月に「学びの多様化学校」に名称が変更された。調布市では、分教室型として調布市立第七中学校「はしうち教室」を設置している。

学びの多様化学校分教室第七中学校「はしうち教室」（●頁）

平成３０年４月に全国初の分教室型の不登校特例校として、第七中学校に開設した。不登校生徒を対象に、特別に編成した教育課程に基づく多様な学びの機会を提供し、一人一人の状況に応じた指導を行っている。

メンタルフレンド（●頁）

比較的年齢の近い大学生・大学院生が継続的に関わることで、児童生徒が安心して人とつながり、自分のペースで活動したり学んだりすることを支援する取組。東京学芸大学・松尾研究室に委託して実施している。

刊行物番号
○○○○―○○○○

第２期調布市不登校児童生徒への支援プラン

（令和９年度～令和１２年度）

発行日 令和９年●月
発 行 調布市教育委員会
教育部 指導室
〒１８２－００２６ 調布市小島町２－３６－１
Ｔｅｌ ０４２-４８１－７５８５